

<保護猫施設ネコリパブリック>

<営業時間>

平日/12:00~16:00 (予約制)

休日(祝日)/12:00~16:00

定休日 不定休



空き家をリフォームした施設を利用して保護猫の受け入れや譲渡を行っています。併設されている SAVE THE CAT SHOP では飛騨市の事業者とコラボしたお土産が販売されており、商品の購入が猫助けにつながります。また、保護ネコ施設（オープンシェルター）に入場する際は、500円以上の寄付をお願いしています。かわいい猫ちゃんやかわいい猫グッズで癒されませんか？

<思い>

社会人の方だけでなく私たち高校生の中にも将来、飛騨から遠く離れた地で生活する人がいると思います。そういった人こそ自分が飛騨から離れる際に自分の家をどうするのか考える必要があります。空き家の情報を知ることは自分の将来を考えることにつながります。自分の家を空き家にしないという意識をもち、改めて空き家について考えてみませんか？



「ネコリパブリック」



「飛騨市住むとこネット」



実際に私たちが提案した活用案

空き家 活用 Book

- ・知ってもらいたい飛騨の現状
 - ・空き家の活用法
- <住むとこネット>
- <ネコリパブリック>
- ・思い



空き家の現状

〈表4〉飛騨市の空き家数 (単位: 戸)

		H20	H25	H30
飛騨市	空家数	1,410	1,660	1,830
	住宅数	10,310	10,120	10,100
	空家率	13.7%	16.4%	18.1%
岐阜県	空家数	117,900	133,400	139,800
	住宅数	835,700	878,400	893,900
	空家率	14.1%	15.2%	15.6%
全国	空家数	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	住宅数	57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空家率	13.1%	13.5%	13.6%

出典) 総務省「住宅・土地統計調査」より作成

飛騨市空き家等対策計画より引用

表から飛騨市の約二割に及ぶ住宅が空き家であり、その増加のスピードも全国と比べ速いことがわかります。そこで現在飛騨市では、「空き家の流動化・活用」⇒「空き家化の予防」⇒「危険な空き家の解消」の3つの方針の流れで空き家対策を行っています。

流動化・活用では空き家の持ち主に、空き家利活用を促すチラシを配っています。ですが、まだまだ流動化できている空き家の数は少ないです。

予防では空き家になることがないように終活セミナーで空き家バンクの周知などが行われています。

解消では解体の補助や、危険性のある空き家を特定空き家として認定し、必要に応じて市で代執行または略式代執行を行います。

*代執行－執行費用を所有者から徴収

*略式代執行－市が一時的に負担し、所有者がわかり次第徴収

しかし、空き家の数は今も増え続けています。そのため、わたしたちは少しでも多くの人が空き家問題について知り、考えることが重要と考えます。

飛騨市住むとこネット

大切な家、思い出のある家、守ってきた土地だからこそ、大切にに使ってくださる人に繋がりたい
飛騨市では、人口減少対策、空き家対策の一環で市内宅地建物取引業者と連携し、市内の空き家を大切にに使ってくださる買い手・借り手につなぐ空き家情報サイト「飛騨市住むとこネット」を開設しました。



ピックアップ物件

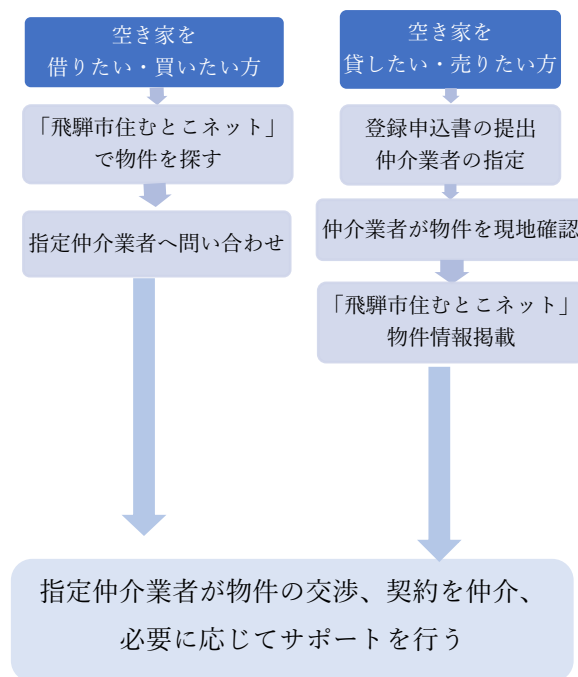
登録No.84 【売買】 神岡町 市街地
構造: 鉄骨造 売買 **700万円**
容積率: 200% 建築年: 昭和41年12月
飛騨市の支援制度、購入助成あり★また、移住世帯なら更に最大150万円の改修補助あり★ (※諸条件あり) [詳細を見る](#)

登録No.214 【賃貸・売買】 古川町 山間部
構造: 木造 賃貸 月額 **60,000円** 売買 **430万円**
容積率: 200% 建築年: 1972年 (昭和47年)
【賃貸、売買両方可能】飛騨市の支援制度、購入助成あり★また、売買で移住世帯なら更に最大150万円の改修補助あり★ (※諸条件あり) [詳細を見る](#)

登録No.254 【売買】 神岡町 市街地
構造: 木造 売買 **130万円**
容積率: 200% 建築年: 1967年 (昭和42年)
飛騨市の支援制度、購入助成あり★また、移住世帯なら更に最大150万円の改修補助あり★ (※諸条件あり) [詳細を見る](#)

登録No.169 【売買】 神岡町 市街地
構造: 木造 売買 **400万円**
容積率: 200% 建築年: 1971年 (昭和46年)
飛騨市の支援制度、購入助成あり★また、移住世帯なら更に最大150万円の改修補助あり★ (※諸条件あり) [詳細を見る](#)

住むとこネットのご利用方法



利用にあたっての注意事項

- ・宅地建物取引業法により、契約時に仲介業者へ仲介手数料への支払いが必要です。
- ・廃屋等住宅の状態によっては、登録できない場合があります。
- ・市は必要に応じて情報提供や連絡調整を行いますが、物件に関する交渉、契約その他の仲介行為には関与せず、かつ一切の責任を負いません。